

# 1. 「公的統計の整備に関する基本的な計画」とは

別紙3

## 1. 目的

政府全体として、公的統計の整備に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図る

## 2. 根拠

統計法（平成19年法律第53号）第4条

## 3. 策定手続

- ① 総務大臣が、関係行政機関の長に協議するとともに、統計委員会の意見を聴いて、案を作成。閣議決定で定める
- ② おおむね5年ごとに改定

## 4. フォローアップ（統計法第55条）

- ① 総務大臣が、毎年度、各府省等から受ける進捗状況の報告を取りまとめ、公表
- ② 統計委員会において進捗状況を調査審議

## 5. 現状

平成30年度～令和4年度を対象とする第Ⅲ期の計画期間中

## 2. 変更の趣旨と主な追加項目

### 《変更の趣旨》

- 「公的統計の総合的品質管理を目指した取組について（建議）」（令和元年9月30日統計委員会）や、「統計行政の新生に向けて～将来にわたって高い品質の統計を提供するために～」（令和元年12月24日統計改革推進会議統計行政新生部会）の提言を踏まえた新たな取組を盛り込むことを目的に、平成30年3月に定めた基本計画の一部を変更するもの
- 取組に変更が生じない部分については、改元に伴う元号の表示（平成→令和）など形式的な修正を除き、基本的に記載の変更なし

※ 今回の変更部分については、別紙4をご参照ください。

### 《主な追加項目》

- ① 品質確保に向けた取組の強化（P D C Aサイクルの確立、第三者監査の導入 等）
- ② 統計の重要度に応じたメリハリのある管理
- ③ 各府省の統計部局による政府内の他組織への広範な支援
- ④ 統計業務資格保有者（統計データアナリスト等）の確保・育成
- ⑤ 職場風土等の確立（統計行政運営ビジョン、統計職員バリューの策定）等